

3 入札・契約制度の改正事項及び 連絡事項について

① 入札・契約制度に係る改正事項等

(1) 島田市週休2日工事実施要領の一部改正について

- 土木工事等の実施要領の一部改正（令和7年10月6日施行）
- 建築工事の実施要領の一部改正（令和7年12月1日施行）

改定内容

【土木工事】

(令和7年10月改定)

- 完全週休2日(土日)の導入(週単位)
- 補正係数の変更

経費補正の変更

表 R7.9月までの補正係数

~R7.9	月単位	通期
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費	1.03	1.02
現場管理費	1.05	1.03



表 R7.10月からの補正係数

R7.10~	完全(土日)	月単位
労務費	1.02	1.02
機械経費(賃料)	補正無	補正無
共通仮設費	1.02	1.01
現場管理費	1.03	1.02

【土木工事以外の改定内容】

治山林道工事 … 月単位、通期の週休2日の実施。労務費補正は、1.04,1.02

宮繕工事 … 完全週休2日(土日) I型又はII型による発注

(I型は月単位以上、II型は通期の週休2日以上の取組を受注者が希望選択)
分離発注工事の場合、工事毎に休日確保することも可

完全週休2日(土日)の実施方針

完全週休2日(土日)・・・対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態
※日曜日始まり土曜日終わりの7日間を1週間とする。

■ 休工対象日

「土曜日・日曜日」を基本とする。

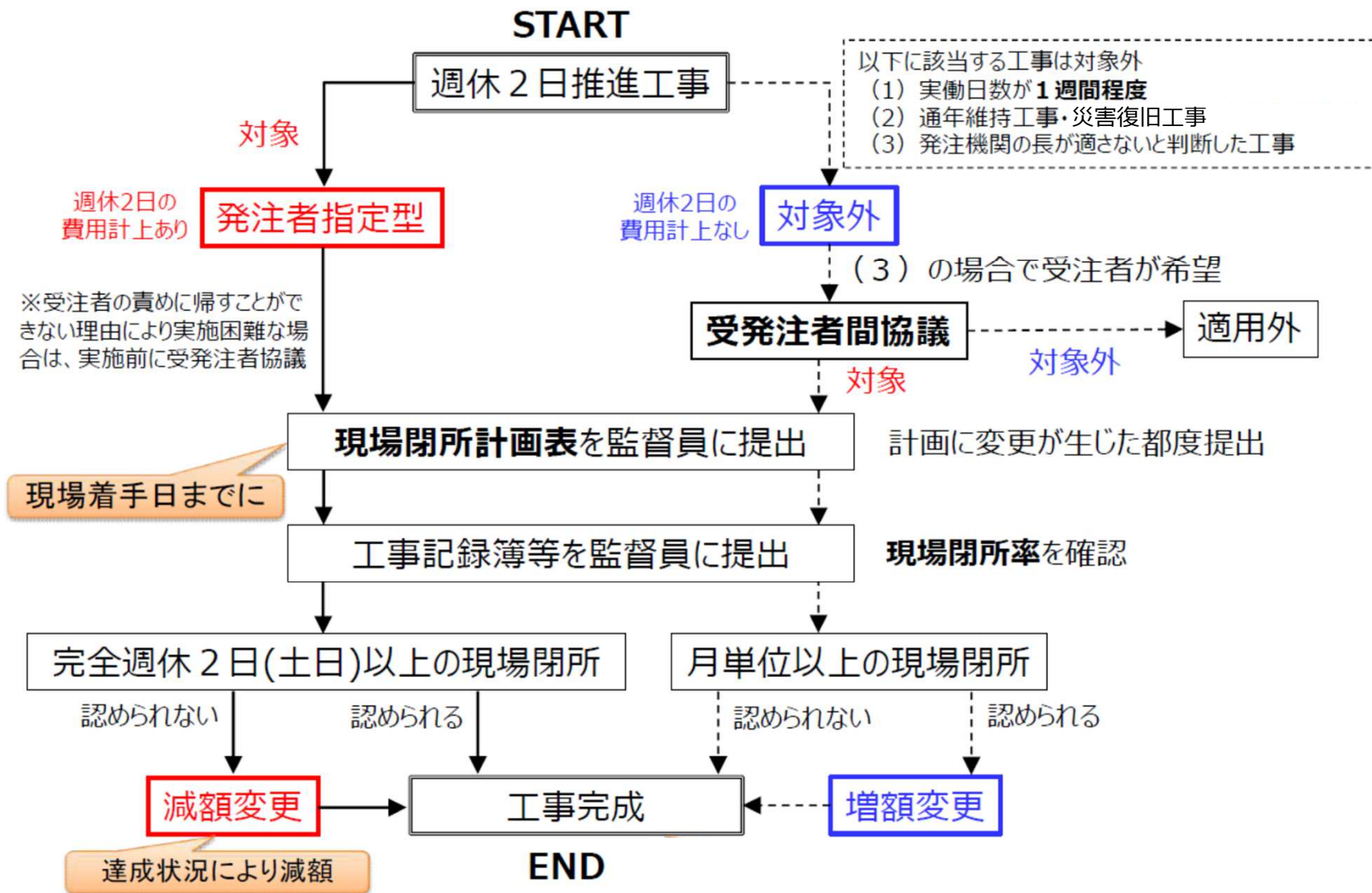
ただし、予め、これに変わる定休日を設定してもよい。(受発注者間の事前協議による。)
天候不良による休工日は、休工日数に含む。

※ 完全週休2日(土日)、月ごとの週休2日・が確認できる現場閉所計画表の様式が、島田市ホームページに掲載されているので利用してください。

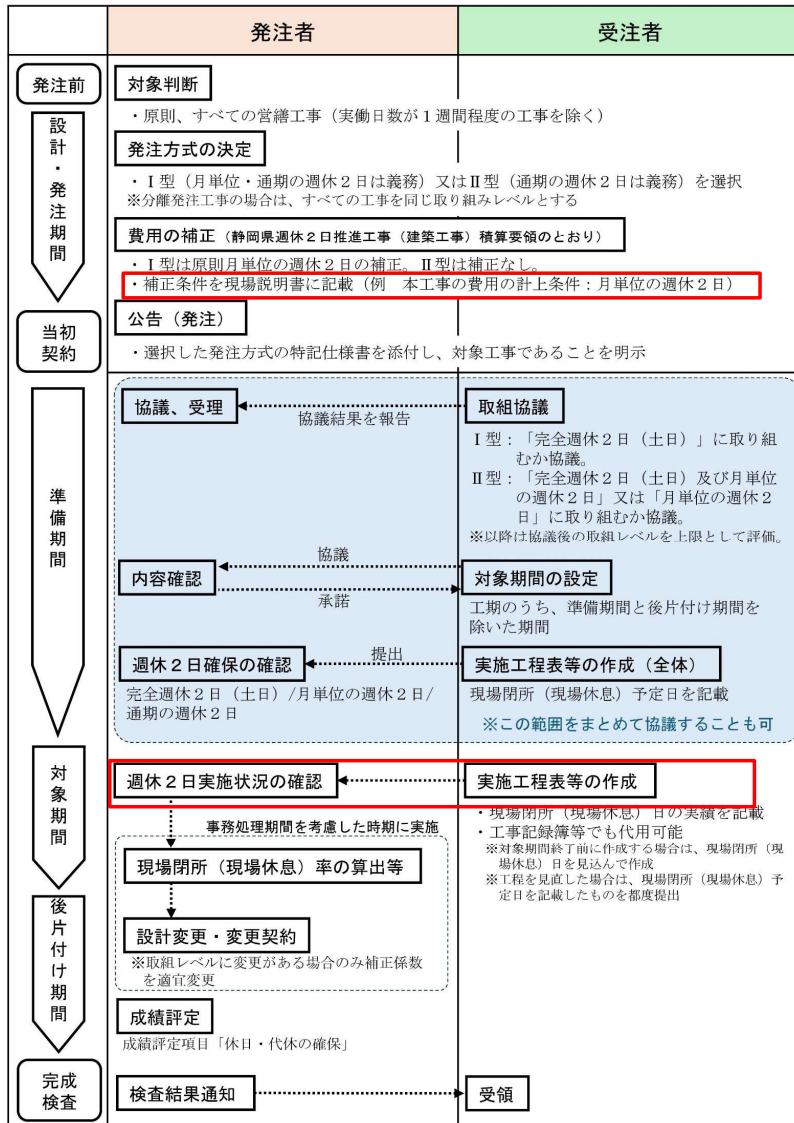
「行政情報」→「産業・ビジネス」→「入札・契約」

→「入札に関するお知らせ・規則・要領・様式」

【週休2日推進工事の実施フロー】（土木工事の場合）



週休2日工事（建築工事）に係る事務手続き 基本フロー



【週休2日工事（建築工事）の注意点】

- ・ 予定価格の算出に際し、どちらの補正条件が適用されているか、入札図書を確認すること。
- ・ 実施工程表等を作成し、監督員に必ず週休2日実施状況を確認してもらうこと
⇒ 土木工事同様、契約変更に係るため、確実に実施してください。

① 入札・契約制度に係る改正事項等

(2) 島田市建設工事執行規則等の一部改正について（令和8年4月1日）

近年の物価上昇を踏まえ、島田市建設工事執行規則を改正し、担当課（発注課）で行う物品検収及び建設工事検査の対象額を引き上げました。

項目	金額（改正後）	金額（改正前）
建設工事	200万円以下	100万円未満
物品	150万円以下	

併せて、島田市工事成績評定要領についても改正し、請負金額が200万円以下の建設工事については、成績評定の対象としないこととしています。

⇒ 請負金額200万円を超える工事について、契約検査課が検査し、
評定を行う。

① 入札・契約制度に係る改正事項等

(3) 電子契約の対象拡大について（令和8年4月1日）

契約業務における利便性の向上及び効率化を図ることを目的として、電子契約の対象を拡大しました。

※ 希望しない場合は、従来どおり紙での契約締結が可能です。

令和7年度まで	令和8年度
建設工事（予定価格200万円超）	建設工事（金額によらない）
建設工事関連業務委託（予定価格100万円超）	建設工事関連業務委託（金額によらない）
	物品購入（予定価格150万円超）
	その他の業務委託（電子入札したもの）
	変更契約（当初電子契約したもの）

② 連絡事項

(1) 令和9・10年度 入札参加資格審査申請の受付について

以下のとおり予定しています。申請の準備をお願いします。

① 受付予定期間

- 市内：令和8年12月上旬～
- 市外：令和9年1月下旬～

② 申請案内の周知予定

- 広報しまだ 11月号
- 市ホームページ 11月上旬掲載

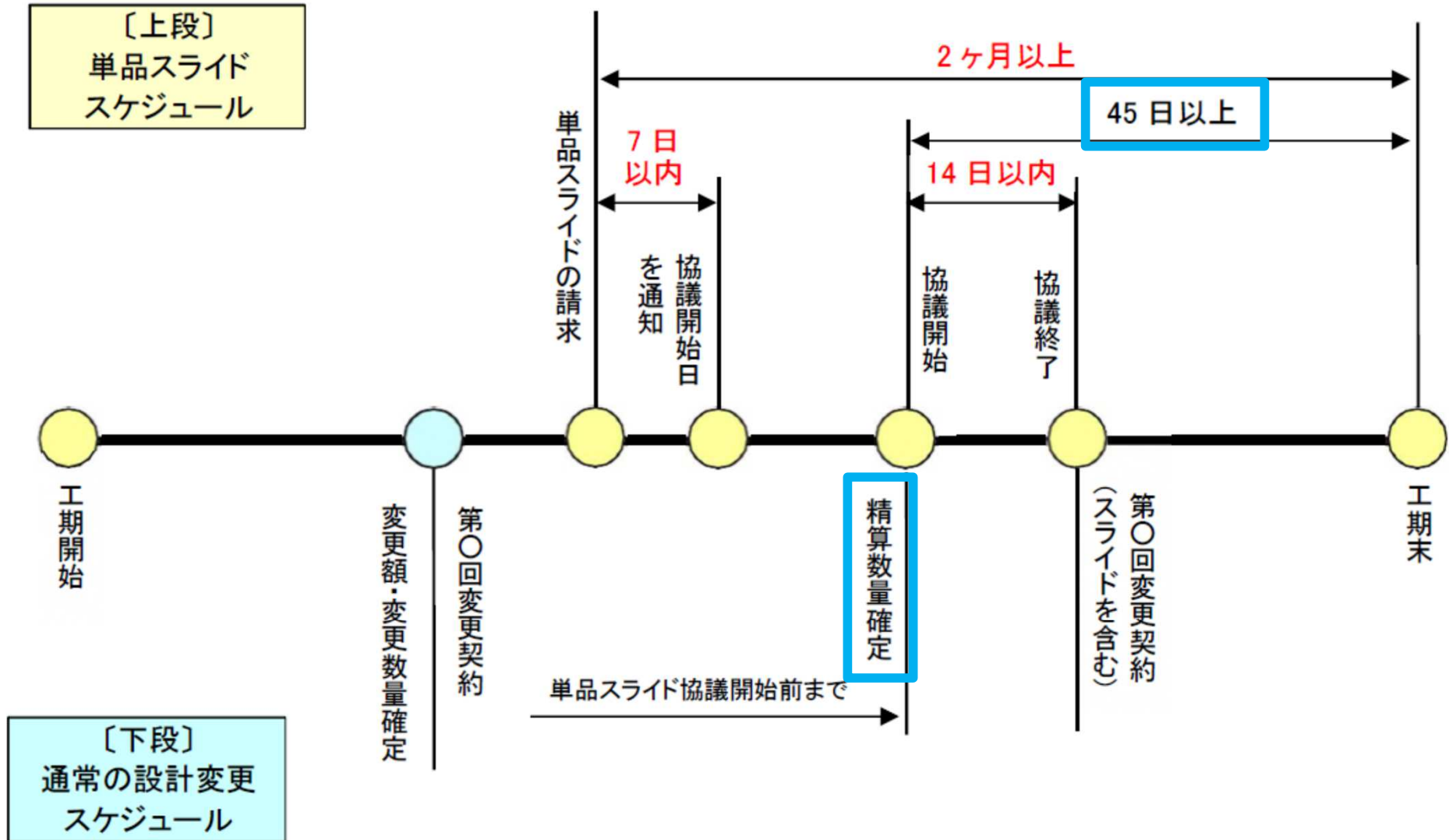
② 連絡事項

(2) 単品スライド条項について

契約後の工事について、資材価格の品目ごとの変動額が、対象工事費の1%を超える場合、単品スライド条項（島田市建設工事請負契約約款第26条第5項）に基づき、変更を請求することができます。

制度概要		資材価格の急激な変動に対応する精算的な措置
適用工事		全ての工事 ※ただし、残工期が2カ月以上ある工事
請負額 変更	対象	部分払いを行った出来形部分を除く主要な資材 (鋼材類、燃料油、コンクリート及びアスファルト等)
	受注者 負担	対象工事費（部分払いが無ければ請負代金額）の1%

<単品スライドと通常的设计変更の関係(イメージ)>



② 連絡事項

(3) 情報共有システム（ASP）の活用について

業務の効率化を目的とした標記のシステム（インターネット上で文書の共有と決裁行為が可能）について、令和7年10月から試行開始しています。

静岡県の情報共有システムとの違いは次のとおりです。

- ① NECのASP「工事監理官」に限定せず、機能要件のみ指定（もちろん「工事監理官」の利用も可）。機能要件に対応したものを、受注者が選定する。
- ② 島田市独自の取り組みとして、情報共有システムで提出した書類一覧、及び承認状況一覧（誰がいつ承認したかの記録）の提出を求める。
- ③ 対象となる工事は予定価格500万円以上（入札時に特記仕様書を添付）とし、受注者が当該システムの利用を希望する場合。

メリット：大容量のデータがメールに比べ提出しやすく、提出した書類の承認状況が共有できる。未提出の書類も確認しやすい。

工事現場における現場代理人・主任（監理）技術者および営業所における専任技術者との兼任の関係について

		受注予定工事(4,500万円未満(建築9,000万円未満))			受注予定工事(4,500万円以上(建築9,000万円以上))		
		現場代理人 (常駐義務)	主任(監理)技術者	現場代理人(常駐義務) +主任(監理)技術者	現場代理人 (常駐義務)	主任(監理)技術者 (専任義務)	現場代理人(常駐義務) +主任(監理)技術者 (専任義務)
受注 済 工 事 (4 建 築 5 9 0 0 万 円 未 満)	現場代理人 (常駐義務)	△ 兼任要件あり 島田市要領(要申請)	×	△ 兼任要件あり 島田市要領(要申請)	△ 兼任要件あり 島田市要領(要申請)	×	×
	主任(監理)技術者	×	○	×	×	×	×
	現場代理人(常駐義務) +主任(監理)技術者	△ 兼任要件あり 島田市要領(要申請)	×	△ 兼任要件あり 島田市要領(要申請)	△ 兼任要件あり 島田市要領(要申請)	×	×
受注 済 工 事 (4 建 築 5 9 0 0 万 円 以 上)	現場代理人 (常駐義務)	△ 兼任要件あり 島田市要領(要申請)	×	△ 兼任要件あり 島田市要領(要申請)	△ 兼任要件あり 島田市要領(要申請)	×	×
	主任(監理)技術者 (専任義務)	×	×	×	×	×	×
	現場代理人(常駐義務) +主任(監理)技術者 (専任義務)	×	×	×	×	×	×
営業所専任技術者		×	×	×	×	×	×

兼任要件や特例の詳細は、建設業法及び同施行令、島田市の建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領、監理技術者制度運用マニュアル及び「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて（中部地方整備局 建政部建設産業課）」を参照されたい

③ 入札・契約の注意事項

(1) 電子入札にあたって

- 内訳書に計算や記載の誤りがないか、もう一度確認。

単抜き設計書と項目が不一致の場合や、内訳金額に誤りがある場合には、入札が無効となる可能性があります。内容に疑義がある場合には質問をしてください。

- 内訳書や配置予定の現場代理人及び主任技術者届の添付は、**PDF形式**でお願いします。

(2) 経審（経営事項審査結果通知書）を更新したら・・・

- 通知書が手元に届いたら、速やかに写しを契約検査課に提出してください（メール・郵送可）。

※ 島田市の入札・契約に関する情報については、島田市ホームページにてお知らせしていますので、ご覧ください。

「行政情報」→「産業・ビジネス」→「入札・契約」